第１０２回国有財産東北地方審議会

日　時　平成２７年６月３日（水）
　　午後２時２７分から午後３時２７分

場　所　東北財務局第一会議室

第１０２回国有財産東北地方審議会
議　　事　　録

〔審議会日程〕

開催日時　　平成２７年６月３日（水）
　　午後２時２７分～午後３時２７分
開催場所　　東北財務局第一会議室

〔１．開　　会〕

○鈴木管財総括第一課長

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、湿度が高く蒸し暑うございます。また、当館の冷房も運転前でございますので、よろしければ上着をお取りいただいて御参加いただければと思います。

では、開会に先立ちまして、本日の日程確認をさせていただきます。本日は諮問事項が２件、報告事項が１件でございます。

委員の皆様には、御発言いただく際には、マイクの水色の部分を押してから御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、若干定刻前ではございますが、ただいまから第１０２回国有財産東北地方審議会を開催させていただきます。

私は、管財総括第一課長の鈴木でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様のお手元に委員名簿をお配りしてございますが、本日御出席いただきました委員は、総数１２名のうち１１名でございます。国有財産法施行令第６条の８に基づく会議の成立要件でございます半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しましたことを御報告いたします。

〔２．会長挨拶〕

○鈴木管財総括第一課長

それでは、初めに会長の御挨拶をいただきまして、その後の会議の運営は会長にお願いしたいと存じます。

氏家会長、よろしくお願いいたします。

○氏家会長

会長を仰せつかっております氏家でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は大変、皆様お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この国有財産東北地方審議会でありますけれども、東北財務局長の諮問を受けまして、

国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する大変まことに重要な会議であります。

本日の審議事項でありますが、国有財産を宮城県に対し、学校用地として時価売払することについて、それから国有財産を亘理町に対し、都市公園用地として時価売払することについての２件でございます。

本審議会の使命を果たすために、皆様の御協力をいただきながら円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましてはどうぞ活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

恐縮でございますが、着座して進めさせていただきます。

〔３．東北財務局長挨拶〕

○氏家会長

それでは、審議に先立ちまして、榎本財務局長の御挨拶をお願いいたします。

○榎本財務局長

皆さん、こんにちは。財務局長の榎本でございます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから国有財産行政のみならず、財務行政全般にわたりまして格別な御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、この席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日御審議をお願いいたします事項は、先ほど氏家会長の御挨拶にもありましたとおり、宮城県に学校用地として時価売払する事案と、亘理町に都市公園用地として時価売払する事案の２件でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで、最近の国有財産行政につきまして、少しお話をさせていただきます。昨年、政府のいわゆる骨太方針におきまして、地域における公的施設について国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図るとされております。これを受けまして、国有財産の総括機関としての地方財務局と官庁営繕を所管する地方整備局、各省各庁の出先機関、そして地方公共団体が連携していくことが確認されております。

早速、東北管内におきましても、連携の場といたしまして連絡協議会を各県に設置しております。当局は震災以降、被災者、被災地への支援として国家公務員宿舎や未利用国有地の提供を、さらには各省各庁の協力のもと、国有地の活用に関する窓口の一元化を図り、被災地方公共団体への情報提供及び財産の提供を実施してまいりましたが、これらの取り組みは今回の地域の国公有財産の最適化のまさに先駆けではないかと認識しております。

先般、皆様方には審議会１００回記念ということで、「地域に活きる国有財産」という冊子も配付させていただいたところであります。今後も震災からの復旧・復興を常に念頭に置きつつ、地域と行政組織の連携を深めるとともに、地域のより良い在り方を追求していきたいと思っております。

それでは、本日諮問いたしました２件につきまして、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

〔４．審議等〕

（１）諮問事項

諮問事項１

「宮城県仙台市に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売払することについて」

○氏家会長

それでは、早速、審議に入りたいと存じます。

事務局から、諮問事項１の説明をお願いいたします。

○沼澤管財部長

管財部長の沼澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、１件目の諮問事項でございます、宮城県仙台市に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売払する事案につきまして、御説明いたします。

前回の審議会でもお話ししましたが、改めて国有地の売却手続について御説明させていただきます。

国有地の売却や貸付は、公用・公共用の利用を優先するその考え方を基本としつつ、速やかに、かつ透明、公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めております。具体的には３カ月間、地方公共団体等からの取得要望の受付を行いまして、受付期間中に取得要望がない場合には一般競争入札により売却することとしております。当審議会においては、地方公共団体等からの取得要望を受けた際に、面積が一定規模以上の財産につきまして、その適否を御審議いただくこととされております。

本事案は、宮城県から学校用地、具体的には学校のグラウンド用地として取得したい旨の要望が出され、面積が約６，２００平方メートルと、当審議会の付議基準に定める人口５０万人以上の都市のうち市街化区域に所在する２，０００平方メートル以上に該当いたしますので、諮問するものでございます。

対象財産の概要につきまして御説明いたします。

本件財産は宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目に所在し、面積は約６，２００平方メートルでございます。なお、都市計画法上は市街化区域内の第二種中高層住居専用地域に所在しております。また、会計は財政投融資特別会計・特定国有財産整備勘定に所属しており、これは国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に規定してございます、国の庁舎を整備するための特別会計でありまして、これから御紹介いたします国有財産は国の庁舎を建設するための財源となっていることから、時価による売払を行う必要があるものでございます。

従前は、財務省税務大学校仙台研修所の体育館・運動場敷地として使用されておりま

したが、平成２５年度をもって廃止し、平成２６年１０月２４日付で引受けたものでございます。

本件財産は、平成２８年度の第２四半期に、時価売払により宮城県と売買契約を締結する予定となっております。

対象財産の位置ですが、ＪＲ仙台駅から西に３．２キロメートル、広瀬川の左岸に位置しております。

もう一枚、位置図を御覧いただきますが、こちらは国有地を使用する学校との位置関係を示したものでございます。青色で表示しました箇所に宮城第一高等学校とありますが、こちらが今回、国有地をグラウンドとして利用したい学校ということでありまして、学校と国有地の距離は約６００メートルとなります。

なお、宮城第一高等学校は以前は宮城第一女子高等学校という女子高でございましたが、平成２０年から男女共学となり、現在の学校名となっております。

後ほど御説明いたしますが、グラウンドが狭隘であることを一番の理由として今回の取得要望に至ったものであり、位置図に示しておりますが、テニスコートは宮城県美術館の敷地を借用しており、またサッカーグラウンドは仙台市営の運動広場を借用している状況にございます。

参考といたしまして、現在の宮城第一高等学校の配置は御覧のとおりとなっております。運動場は赤線の範囲となりますが、運動場の総面積は１万３，５２４平方メートルとなっております。

次のスライドは、国有地の南から北方向を撮影した写真でございます。写真の右側に宮城第一高等学校、左側に国有地を表示しておりますが、周辺はマンション等の共同住宅も多く、住宅地域の中に所在していることが御確認いただけるかと思います。

続きまして、案内図を御覧ください。対象財産は赤色で表示した部分でございまして、東側には当局が管理する国家公務員の合同宿舎がございます。

なお、赤色で表示した国有地が不整形なＬ字の形をしておりますが、このＬ字の内側の隣接地にある建物は税務大学校仙台研修所の本校舎でございます。この税務大学校の本校舎につきましては、私どもが居ります合同庁舎の西隣に現在建築中の合同庁舎増築棟完成後、各省庁の入替えとあわせ、この合同庁舎に税務大学校を移転しまして、青葉区角五郎にあります本校舎は廃止する予定で、その敷地は改めて取得要望を募ることになります。北側には私立の学校、聖ドミニコ学院があるほかは住宅地であり、南側は広瀬川の堤防に面した場所となっております。

航空写真で見ると、国有地はこのようになっております。Ｌ字の内側にある建物は、先ほどお話しした税務大学校の本校舎ですが、さらにその左上、道路を挟んだ北側の建物も税務大学校の寄宿舎でありまして、本校舎と同時期に廃止を予定しております。

続いて、敷地の利用計画でございますが、西側には高さ３メートルのフェンスで囲ったテニスコートが３面、東側には高さ１．２メートルのフェンスで囲ったグラウンドを整備し、その他、駐車場や駐輪場、用具庫を配置する計画となっております。

このテニスコートですが、現在は学校から約７００メートル離れた宮城県美術館の敷地を借受けて使用しており、借受けの契約が平成２９年度末で切れることから、本件国

有地に整備したいとしているものでございます。また、グラウンドについても、サッカー部は仙台市営の運動広場を使用料を払って借りている状況であることから、国有地にグラウンドを整備するものです。

更には、現在の校舎は昭和４４年建築と老朽化が著しく、校舎に隣接する学校のグラウンドに新校舎を建設する上でも新たなグラウンド敷地の確保が最重要課題であることから、本件国有地を取得する必要があるとしております。

なお、新校舎の建設を実施する時期につきましては、本件国有地の取得が正式に決定した後、具体的な検討に入るものと聞いております。

それでは、ここで宮城第一高等学校の概要について御説明いたします。

学校は明治３０年、仙台市の高等女学校として、場所は仙台市東二番丁に開校いたしました。明治３３年には県に移管され宮城県高等女学校に、昭和２３年には学制改革により宮城県第一女子高等学校と改称いたしました。この間、仙台空襲もあり、校舎の移転を何度か行いましたが、昭和２８年に現在地に校舎を移転しております。なお、現在の校舎は昭和４４年の建築であり、既に４５年以上経過し、老朽化が進んでいるということです。

平成２０年から男女共学化を行いまして、現在の学校名となっております。平成２７年５月１日現在、普通科３学年で１５クラス６１１名、理数科３学年で６クラス２３８名、計８４９名が在籍し、うち男子は１０７名となっており、男子生徒の割合は約１２．６％となっております。

男女共学化以降の新入生の数は御覧のように推移しておりまして、男子生徒の割合は平均で約１２．８％となっております。

次に、宮城第一高等学校と生徒数・クラス数が同規模である高校との敷地面積を比較した表を御覧ください。宮城第一高等学校には男子のサッカー部や男子の野球部がないそうですので一概には比較できませんが、それでも現在保有する運動場の総面積は朱書きの運動場、「計」、右から２つ目の欄です、ここにありますように１万３，０００平方メートル程度であり、その上にあります同規模高校の運動場の平均面積約４万６，０００平方メートルと比較しますと、その面積は３０％にも満たず、狭隘であることが御確認いただけるかと思います。

最後に、本日の審議会において御了承いただくことが前提になりますが、今後の宮城県におけるグラウンド整備のスケジュール案について御説明いたします。

宮城県における予算確保の関係から、宮城県においては平成２８年度の第２四半期に売買契約を締結することを予定しております。その後のグラウンド整備の工事設計を経て、平成２９年度にグラウンドを整備し、平成３０年度から供用開始を計画しているということでございます。

以上で、１件目の諮問事項に係る御説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○氏家会長

ありがとうございました。

今、御説明ございましたけれども、委員の皆様からどうぞ御意見あるいは御質問を出していただければと存じます。いかがでございましょうか。
どうぞ、大友さん。

○大友委員
税務大学校が合同庁舎増築後に移転して、そして、それからまたこの残りの用地をこの会議に諮るということですが、そのタイムスケジュールと最後のグラウンド整備のスケジュールは重複してくるのでしょうか。

○沼澤管財部長
今の本校舎は現在使用中ですので、取り壊すことができません。２９年度中に当局に引継がれた際に取り壊すこととなりますので、宮城県では、できればＬ字形でなくて一体で欲しいという希望もありますので、当局に引継ぎのあった際にもう一度取得要望の受付けを行います。その際に、県で手を挙げていただければ、また同じような形でやるということになります。

○大友委員
順調にいくと、この２８年度第２四半期よりも宮城県が取得要望を出すのは後になると。

○沼澤管財部長
後になると思います。

○大友委員
もう一件いいでしょうか。そのときには、この寄宿舎のほうも取り壊すのですか。

○沼澤管財部長
同じ時期に引継ぎたいと思っていますので、本校舎については更地で受けたいと思います。寄宿舎についても同じような形を考えていますけれども、ただ、寄宿舎がまだ耐用年数があるということもございますので、上物付きで入札をかけるということも考えなければならないと思っています。ただ、県では本校舎の部分だけは欲しいんだけれども、寄宿舎については考えさせてくださいという話でございました。

○大友委員
もう一つ、すみません、続けていいでしょうか。このＬ字形のグラウンドにサッカーコートは入るのですか。

○沼澤管財部長
面積を見ますと、通常のサッカーの規模のグラウンドには足りません。それでも欲し

いということで、やらせてくださいということ。今、サッカーは女子サッカー部しかありませんけれども、とにかく自由に運動できるスペースが欲しいということで、今回この敷地でもいいですからくださいということでした。

○氏家会長
　よろしゅうございますか。
　ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○針生委員
　針生と申します。
　この案件、１週間近く前に地元の新聞社の記事として取上げられていたのを見たことがあったものですから、この審議会が行われる前に地元新聞社でこの案件が出ているということについてはちょっと先走っているのかな、なんていう感じがしたのですが、この情報についてはどうだったんですか。

○沼澤管財部長
　この審議会を開催するということは、マスコミにプレスしております。その際には、どういった事案を諮問するのかということで御説明しています。ただ、今回取り上げていただいたというか、新聞社ではたまたま県政クラブにもいらっしゃった記者でございまして、非常に詳しい方でいらっしゃいました。であれば、具体的にどういった形の諮問の内容なんですかということなので、お話しできる範囲で説明させていただいて、あくまでも答申をいただかなければ前には進みませんよということも御説明させていただいたところでございます。

○針生委員
　はい、分かりました。

○氏家会長
　ありがとうございます。
　ほかにいかがでございましょうか。
　私からも１つだけ教えていただけますか。非常に初歩的なことなんですけれども、時価で売払というお話、さっき御説明あったのかな。時価というのはどういうふうにしてこの場合は決めていくんだろうかということなんです。

○沼澤管財部長
　価格決定ということですか。

○氏家会長
　はい。

○沼澤管財部長
　私どもでは、不動産鑑定士の方に鑑定をお願いします。上がってきた鑑定書に基づきまして、当局の鑑定部門という国有財産の鑑定をする部門がございます。そちらで審査を行いまして、内部決裁を経た上で価格を決定するという順番になっております。

○氏家会長
　分かりました。
　ほかに御意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

○増田委員
　直接この案件だけとは関係しないんですけれども、その税務大学校の寄宿舎というのは寄宿舎制度自体をやめてしまうのかというのが１つと、あと右端のところに、角五郎の国家公務員宿舎があって、これの今後の展望みたいなものは何かあるんでしょうか。あれば教えてください。

○沼澤管財部長
　１点は寄宿舎の関係でございます。寄宿舎には研修生が入居しております。税務大学校が今の合同庁舎に移ってきます。では、寄宿舎はどのようにするんですかと聞いたところ、とりあえず民借りで対応できるので、この寄宿舎そのものは今のところ必要ありませんので、引継ぐ予定ですと聞いております。
　それから、角五郎の宿舎ですね、国家公務員宿舎については削減計画が進んでおります。ただ、現在の右隣にある角五郎の宿舎については存置するということになっておりまして、今、相当数の公務員が入っております。適宜、削減計画は進んでおりますので、順次進めていきますけれども、この隣の角五郎宿舎については存置するという形でやらせていただきたいと思います。

○氏家会長
　よろしゅうございますか。ありがとうございます。
　それでは、意見もこのぐらいでよろしゅうございますか。
　それでは、原案どおり決定いたしたいと考えておりますけれども、皆様よろしゅうございますか。(「異議なし」の声あり)
　ありがとうございます。それでは、原案どおりという決定をいたしたいと思います。

　諮問事項２
　「宮城県亘理郡亘理町に所在する普通財産を、亘理町に対し、都市公園用地として時価売払することについて」

○氏家会長

それでは、次の事案、諮問事項２の説明を事務局からお願いいたします。

○行木管財部次長

管財部次長の行木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、２件目の諮問事項につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

諮問事項は、宮城県亘理郡亘理町に所在する普通財産を、亘理町に対し、都市公園用地として時価売払する事案でございます。

本事案は、亘理町から公園用地として取得したい旨の要望が出され、面積が１万７００平方メートルと、当審議会の付議基準に定める人口５万人未満の地域に所在する１万平方メートル以上に該当いたしますので、諮問するものでございます。

対象財産の概要について御説明いたします。

本件財産は宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎に所在し、面積は約１万７００平方メートルでございます。もともとは内務省所管の旧海浜地でありましたが、大正１１年に引継ぎを受けたものでございます。

本件財産は、今年度の第３四半期に、時価売払により亘理町と売買契約を締結する予定でございます。

亘理町の位置について御説明いたします。亘理郡亘理町は宮城県の南部に位置し、仙台市からは直線で約２５キロメートル、阿武隈川の河口の南側、太平洋に面したところに位置します。

亘理町の人口は約３万３，０００人、特産品といたしましては、はらこ飯やイチゴなどが有名となっております。

位置図を御覧ください。今回の対象財産は、ＪＲ常磐線亘理駅から東に約５キロメートルに位置します。国有地の南側には鳥の海と呼ばれる観光地がございますが、周辺一帯は東日本大震災の津波被害を受けた地域となっております。

続きまして、案内図を御覧ください。対象財産は赤で表示してございます。図にも記載しておりますが、一帯は津波被害を受けた地域であり、住宅地図のデータが古いため建物の絵が記載してございますが、津波によりほとんどが流出した地区でございます。現在は災害危険区域に指定され、居住用の建物を建築することはできませんが、倉庫や事務所、店舗などは建築することが可能となっております。また、当該案内図の沿岸には、旧堤防が表示されております。

御覧いただいている写真は昨年の航空写真でありまして、赤線で囲まれた国有地の右側、海沿いには水産庁の新しい堤防が完成してございます。また、先ほどの案内図に表示されていた建物については、航空写真ではなくなっていることが御確認いただけるかと思います。

新しい堤防は海抜約７．２メートルの高さがあり、国有地の海抜は約２．２メートルとなっておりますが、亘理町では津波防御として全長約１キロメートルの海岸線に沿って海抜１０メートルの人工の丘や樹木を配置し、公園を整備することにしております。

次の写真は、堤防の上から北方向を撮影した写真でございます。震災直後は既存の堤防が破壊され、土砂がえぐられたほか、破壊された堤防の残骸が散乱する状況でありま

したが、写真の右端に写っております堤防を水産庁が整備するのにあわせて国有地内にあった残骸は撤去されました。

写真の中央部、国有地内に土を盛っているのが御確認いただけるかと思いますが、これは国有地内に凹凸がございまして、安全対策上のため整地を行いたい私ども財務局と、隣接する亘理町所有地を含め一帯を整地したい亘理町の意見が一致しましたことから、国有地のうち約５，０００平方メートルについて亘理町と管理委託契約を締結し、これから整地が行われることとなっております。

続きまして、本日の審議会において御了承いただくことが前提になりますが、今後の亘理町における都市公園整備のスケジュール案について御説明いたします。

亘理町においては今年度の第３四半期、予定としましては１０月に売買契約を締結し、その後に盛土や施設整備を行い、平成３２年度までに完成することを計画しております。

なお、国有財産法においては、公園として取得する場合には、通達の規定により面積の３分の１は時価売払となりますが、３分の２については無償貸付できるとする優遇措置の規定がございます。今回、亘理町において全面積を時価で購入することにしましたのは、亘理町において無償貸付部分の分筆測量が必要となる費用面の検討のほか、時価売払とは異なり、無償貸付には用途指定などの制約がございます。例えば無償貸付契約書には、期限までに公園整備を完了させる必要があることや計画内容の変更に国の承認が必要となる場合があること、無償貸付を受けている間は毎年国に管理状況を報告する必要があることなどが規定されており、事後フォローの煩雑さを回避したい意向もあります。

亘理町が計画する都市公園、公園の名称は「鳥の海公園」となりますが、計画の内容や工事スケジュールの見直しに柔軟に対応したいこと、そのほか事務手続に係る労力の面などを総合的に検討いたしました結果、亘理町では全面積の時価売払を要望するに至ったものでございます。

ここで、亘理町の利用計画について御説明させていただきます。

当該地区における亘理町の全体計画といたしましては、スライドでは黄色で表示しておりますが、都市公園法上の都市公園として整備する公園緑地ゾーンのほか、青色で表示しております水産関連施設を集約し、民間事業者を誘致する水産商工ゾーン、桃色で表示しております温泉施設を含む交流ゾーンがございます。

次に、諮問事項であります公園の利用計画について御説明いたします。国有地の位置は赤で表示してございますが、都市公園全体で約２５万平方メートルのうち、国有地を含む約８万４，０００平方メートルについては丘のエリアと称する海を望む散策路と花の名所エリアと位置付け、一番高いところで海抜１０メートルまで盛土を実施し、津波に対する防波堤の役目を担うものとなる計画でございます。また、丘のエリアの内陸側にスポーツ施設のエリア、東日本大震災の記憶を伝えるメモリアルパークのエリアなどを整備する計画となっております。

最後になりますが、御覧いただいている左の写真は震災直後の国有地周辺の航空写真でございまして、右は先ほどから御覧いただいております亘理町の利用計画図でございます。亘理町におきましては、津波などの災害に強いまちづくりを進め、町民が安全に

安心して生活することができる環境を整えるため、今回の事業を計画したとのことであり、東北財務局といたしましても、東日本大震災からの復旧・復興に寄与すべく協力していくことが必要と考えております。

以上をもちまして、諮問事項２について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○氏家会長

ありがとうございました。

本件につきまして、皆様から御意見をお出しいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。どうぞ。

○大友委員

先ほど、亘理町と今回時価売却するエリアを盛土をして一様に高くするということで合意したというお話でしたけれども、利用計画図とそれから現在の写真を見ると、この白い堤防自体が陸側に少し傾斜して、そこからまた盛土であそこにあるような高まりをつくるということなのですか。

○行木管財部次長

まず管理委託の件ですが、今現在、管理委託しているというのは、今まだ整地をやっていないところなんですが、たまたま国有地が凹凸がひどかったんです。そういった意味では安全対策上、国側も何か手を入れないと危険なものですから、町と相談したところが、写真の盛土の奥側になるんですかね、堤防と反対側になりますが、そちらは町所有地でありまして、町でも整地をしたいということで意見が合致したので、本来、国が自ら管理しなければいけないんですが、通達上そういったオープンスペースで行う場合は管理委託できるという規定があり、町も管理委託を受けていいということから、管理委託を契約したものです。今回、公園をつくるために盛土をしたという意味ではなくて、あくまで安全対策上の地ならし作業でありオープンスペースとしての管理委託になります。

○沼澤管財部長

すみません、実際７．２メートルの防潮堤ができています。さらに１０メートル近く盛土をして公園をずっと下ろすような形を考えているということで、さらに防潮堤を膨らますようなことで、さらに防潮の役割を果たしたいということでございます。

○大友委員

公園という形でこういう整形をする。

○沼澤管財部長

そういうことです。

○大友委員
　議論とは関係ないんですが、もともと国有地が非常に凹凸があってというのは、それは津波によってえぐられたものなのですか。

○行木管財部次長
　そうです。

○大友委員
　ああ、そういうことなんですか。

○行木管財部次長
　そこに残骸があったものですから、やはり取った後は凹凸が激しかったので、安全対策上、国側も管理上必要であったということです。

○大友委員
　ありがとうございます。

○氏家会長
　よろしゅうございますか。いかがでございますか。

○海輪委員
　参考までに、こういう津波被災地の時価というのは、これは悩ましいと思うんですけれども、この辺はどんなふうに考えられているのですか。

○行木管財部次長
　悩ましいです。そういったことで、先ほどの諮問１と同じなんですが、今私どものほう、民間のプロの鑑定士さんに評価をお願いする形の手法になります。ですから、今現在、私どものほうからこの辺の相場はどのぐらいだとかは分かりかねるところです。民間のプロの方にお願いして、先ほど申したように、うちの内部の審査というのがございますから、それをもって審査の上で適正な時価を算出するという形しかお答えできなくて申し訳ございません。

○海輪委員
　国の財政ですとバランスシートはないのであれですかね、損失が出るということはないということですか。

○行木管財部次長
　それはございません。

○海輪委員
　売却損が出るようなことはないのですか。

○行木管財部次長
　ええ、それはありません。

○沼澤管財部長
　ありません。あくまで現況で評価してもらいますので、前のような海浜地の砂場と違って、盛土しつつありますので、当然、評価の地目等も原野とか海浜地だけじゃない部分で評価していただくような形にしたいと思います。

○氏家会長
　どうぞ。

○髙瀬委員
　ちょっとわからないんですが、最後の方の利用計画図を見ると、買う場所は赤い部分ですけれども、黄色部分とか色々あるんですけれども、何で今、亘理町がそこだけを買わなければならないのかという感じがしているんですが。いわゆる管理委託だったら全部管理委託したらいいのではないのかなと思いまして。

○行木管財部次長
　まず管理委託について説明します。管理委託という通達の規定が、例えば都市計画法上、公の公共の場の利用として使うもの、ただ、それまでまだ処理方針が決定していない、あるいは契約行為までの間ということで、短期の形になるわけなんです。ですから、今回の管理委託は無償貸付とは違うものとなります。無償貸付というのは用途が特定されて決まるわけです。例えば公園であれば、先ほど申したように、もろもろの条件が付されたうえで、長期的に無償貸付ができることとなります。一方で管理委託の場合は短期的な管理、例えば今言ったように都市計画で公園としての位置付けがあって、正式に決定し公園として無償貸付を締結するまでの間ですとか、そういった形のものになりニュアンスが違うものになっています。

○髙瀬委員
　ちょっとその管理委託とのその部分がよくわからないのですが。

○行木管財部次長
　いま一度管理委託というのが通達上の中では、無償貸付できる用途に充てる処理方針を決定した財産を管理委託する場合というのが１つあります。それから、将来における都市計画上の都市施設等の公的需要に充てるため、オープンスペースとして管理委託す

る場合。今回はこれに該当するわけですが、それともう一つありまして、山間僻地に所在する財産を地域の福祉向上の観点から管理委託する場合と、こういった３点が定められております。

これはあくまで最長でも２年間ですよというのが一つの通達のルールがあります。じゃあ２年を超えた場合というのはその都度また検討を要すると、こういう話になります。ただ、無償貸付というのはあくまで５年契約の更新で、用途は決まっていますので、その用途でずっと使っていけるという形になるわけなんです。

ですから、今回本件に該当させますと、本件はこれから公園をつくるという公的需要の公共の用途に使うということがまだ決まっていないものですから、その処理方針を決定するまでの間が１つ。それから、例えば今回でいうと売買契約を締結するまでの間、この間は管理委託することができますということに通達上なっているという話になるんですが、まだ分かりづらいですかね。

○髙瀬委員

もう一つ、今の防波堤をつくったのも両面から法面が来ているのに、真ん中のどこか、まだ上に上げていくということだから、防波堤の上まで土盛りしてしまうという考え方ですか、これは。

○行木管財部次長

先ほどの利用計画図、これはまだ計画ということの段階なものですから、その辺も詰めていくんでしょうけれども、この絵を見る限りでは、防波堤のてっぺんは確かに平らになっているんだと思うんです。ですから、そこから左側、公園側というんですか、防波堤が７．２メートルでありそれからさらに２．８メートル土で盛り上げると聞いておるんですが、実行ベースとして具体的にとなると、その辺は精査されていくんだろうと思います。

○氏家会長

どうぞ。

○増田委員

この公園整備事業は今回の復興の基幹事業ということで、国費１００％の事業ということでしょうか。

○行木管財部次長

防潮堤、これは水産庁が実施したものになります。国有地の含まれている丘のエリア、言ってみれば１０メートル盛り土するところ、ここについての財源はという話になるわけなんですが、実際７．２メートルの防潮堤というのはレベル１という津波を想定したものということなんです。じゃあレベル１とは何ぞやという話なのですが、１００年に１回来るような津波、これを想定したものがレベル１というもので、宮城県では亘理町

あたりでその高さを７．２メートルとして決定したものであります。この７．２メートルの中の例えば陸側の防災施設等の整備は復興交付金の対象になるということの話のようなんです。ただ、本件については７．２メートルではなくて、さらにかさ上げして１０メートル、丘のエリアをやるものですから、復興交付金の対象にはならないということのようです。ですから、町の単独予算の中でやらざるを得ないという話になります。

○増田委員
　国有地の取得とは余り関係ないですが、他のエリアはどうですか

○行木管財部次長
　奥側の、もうちょっと土盛りをしないところは今後また復興交付金の対象、あるいは施設によっては補助金対象ということの位置付けがあるようなので、今現在、町のほうで策定中と聞いております。

○氏家会長
　はい、どうぞ。

○山田委員
　山田と申します。
　この案件については私自身は異存はございません。その上でということなんですけれども、亘理町さん、随分御検討を進めてこられたと思いますので、全く素朴な質問になると思いますが、このエリア以外の場所につきましての土地取得といいましょうか、エリア以外の、この赤で囲われた今回の事案以外の部分、つまり一体的な整備といったことが考えられていると思いますので、それ以外の土地についてももう既に準備を進めてこられているというふうに考えてよろしゅうございますか。

○行木管財部次長
　それで結構でございます。いずれにしても、もともと民有地だったものですから、これは町が買収しているということのようです。既にほぼ、全部かどうかまだ確認はとっていませんが、買収していっている状況だという話で聞いております。

○山田委員
　分かりました。ありがとうございます。

○氏家会長
　ほかにございませんでしょうか。じゃあ、どうぞ。

○大友委員
　この案件に直接関係ないのですが、私の素朴な疑問としては、旧内務省がなぜこの海

浜地のこんな中途半端な面積を持っていたのか疑問なのですが。そもそも何があったんだろうと。

○行木管財部次長
　実は我々もちょっといろいろ調べてみたんですが、もともとは大正１１年時代はまだ内務省であり、その中に当然、我々財務省、当時大蔵省ですね、建設省と入っていたんですが、そのときにこの財産自体はもともと旧建設省の海浜地で海浜地の中でも普通財産と位置付けたものだったんです。大正１１年に法律が変わりまして、要は普通財産については大蔵省に引継ぎなさいということで、旧大蔵省に引継いだということです。
　もともとは何だったのかといったら、言葉どおりに海浜地だったと。今で言うと国交省の管理地だったものです。それが普通財産に切りかわったということは、それはもう海浜地ではなくなったということです。まだ内務省時代、大正１１年は普通財産に切りかわったんだけれども､大もとが内務省というところだったので､そこで管理しており、大正１１年に大蔵省に普通財産の引継ぎが行われたということになります。

○大友委員
　簡単に言うと、このエリアが大正１１年前は浜辺だったということですね。

○沼澤管財部長
　もっと海側だったでしょうね。

○大友委員
　海岸線が海側に今張り出しているから一応中に見えるけれどという。

○行木管財部次長
　そうなんです。

○大友委員
　どうもありがとうございます。

○氏家会長
　いろいろとたくさん御意見出ましたが、ほかにいかがでございますか。よろしゅうございますか。
　それでは、ほかに御意見がないということで、原案どおり決定いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。(「異議なし」の声あり)
　御了解いただきまして、ありがとうございます。それでは、原案どおり決定ということにさせていただきます。

（２）報告事項

「庁舎等の使用に関する調整の実施状況について」

○氏家会長

審議事項は以上でございまして、続きまして、報告事項の説明ということでお願いいたします。

○桃井国有財産調整官

私、国有財産調整官の桃井と申します。よろしくどうぞお願いします。

報告事項の庁舎等の使用に関する調整の実施状況についてを御説明いたします。

まず初めに、庁舎等の使用に関する調整について、その制度の概要を御説明いたします。

財務省では、既存庁舎の有効活用を図るとともに、集約化に伴う売却可能財産の創出、または借受庁舎の解消を実現するため、官署の入れ替え調整を行っております。調整対象面積の合計が６００平方メートル以上の場合、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法、この法律を私どもは庁舎法と呼んでおりますが、この庁舎法第４条に基づき使用調整が必要でございまして、財務本省に置かれている財政制度審議会、いわゆる財政審でございますが、この財政審の国有財産分科会にお諮りした上で財務本省が庁舎等使用調整計画を策定することとなり、その結果をこの審議会に御報告することとなっております。つまり、６００平方メートル以上の使用調整の権限は財務本省にあるということでございます。

なお、６００平方メートル未満の場合は、国有財産法第１０条に基づく調整ということになりまして、地方財務局において調整することができることになっております。

昨年６月開催の第１００回国有財産東北地方審議会におきまして、使用調整予定として御説明しておりましたけれども、その後、使用調整が整ったことから、改めて御説明したいと思います。

庁舎法第４条に基づき調整した事案が２件、国有財産法第１０条に基づき調整をした事案が８件となっております。

初めに、庁舎法に基づき調整した案件は仙台合同庁舎と青森法務総合庁舎でございます。１段目にあります仙台合同庁舎は、この庁舎の隣に現在建設中の仙台合同庁舎増築棟、これが今年２７年秋口に完成する予定でありまして、既存棟入居官署の一部が増築棟に移転することに伴い、既存棟に空きスペースが生じることから、その空きスペースに税務大学校、先ほどお話にも出ましたが、税務大学校仙台研修所、それから仙台国税局、さらに東北農政局などの部局を使用調整することによりまして、売却可能財産の創出や借受解消を図る事案となってございます。

２段目でございますが、青森法務総合庁舎は青森地方法務局バックアップセンター、この部局が退居したことに伴い、空きスペースが生じまして、そのスペースに単独庁舎であった東北農政局青森地域センター、これを使用調整することによりまして売却可能財産を創出した事案でございます。

話は変わりますが、一昨年、平成２５年１１月２０日に開催されました国有財産の有

効活用に関する地方有識者会議におきまして、仙台市内の庁舎の使用調整事案として御説明してございますけれども、４庁舎ございます。１つがここ、仙台合同庁舎、それからこの庁舎の南側にあります仙台第２合同庁舎、それから榴岡にあります仙台第４合同庁舎、さらに上杉にございます仙台北税務署庁舎、この計４庁舎を付議しておりまして、そのうち調整面積が６００平方メートル以上である仙台合同庁舎のみ、この財政審付議事案となりまして、平成２６年６月１８日に決定したものでございます。また、その他の庁舎につきましては、国有財産法第１０条調整を行っております。

同じく青森市内の調整計画としましては、２庁舎ございまして、１つが青森合同庁舎、もう１つが青森法務総合庁舎、計２庁舎を付議しておりましたが、そのうち調整面積が６００平方メートル以上である青森法務総合庁舎の東北農政局青森地域センター、ここの分のみを財政審付議事項となりまして、平成２６年６月１８日に決定したものでございます。また、ほかの庁舎につきましては、法１０条調整を行っております。

ただいま御説明させていただきましたとおり、財務局長権限となりました国有財産法第１０条調整につきまして、仙台市内と青森市内の調整面積が６００平方メートル未満の庁舎となってございます。

次のスライドでございますが、第１０条調整した案件は各官署の新たな行政需要に対する庁舎の有効利用や庁舎の集約化を図ったものでございます。

以上、私からの報告事項の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項、説明についての御意見等ございましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。

新しい庁舎の建設の様子はいかがでございますか。

○桃井国有財産調整官

今ほど、秋口にというお話、予定としまして、まだ最終的には変更項目の処理が終わっておりませんので、最終的な完成はまだ、日にちまでは確定しておらないんですが、大体１１月ぐらいには完了できるのかなというところで今、鋭意、東北地方整備局が建設しております。

○増田委員

そうすると移転は４月じゃないのですね。

○桃井国有財産調整官

早いところでは、完成引渡し後すぐに移転するのかなと。東北地方整備局がもともとの既存庁舎が大分古いものですから、早く移転したいということで、自分で造ったところでもありますので、引渡し後に二日町のほうから移転するということでございます。

それから、財務局も同時期にこの既存棟から増築棟のほうに移転をするということで

ございます。

○氏家会長
　いろいろなところに、そうしますと空きスペースがたくさん出てくるんですね。

○桃井国有財産調整官
　国の部局も地方分権とかいろんな話がございまして、統廃合も含めて日々組織の改編が行われております。例えば法務局の統廃合とか、これは仙台に限らず、東北ブロックに限らず、全国的な話でございますが、そういった統廃合で撤退するところもあれば、逆に新たな事業があって、そこに部局を置きたいというふうな行政需要もございます。ですから、なかなか建物を簡単に持っていくというわけにいかないものですから、空きがあったところにまた別な行政需要があればそこに入れると。または、どうしても同じエリアの中で絶対数が足りなくて民間の事務所を借りているという部局もあるんですね。当然、年間何百万円という使用料を払っているわけで、そういったものの非効率を解消するために空きがあればこの借受庁舎を解消するためにそこに入れるというふうな、そういった調整を財務省が行っているということでございます。

○氏家会長
　分かりました。
　ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。
　それでは、報告事項につきましては以上のとおりということにさせていただきます。
　以上で、本日予定いたしておりました議題全て終了ということになりますが、この議事録でございますが、事前に皆様に御確認いただきました上で東北財務局のホームページで公開することとなりますので、皆様御了解願いたいと存じます。
　それでは、榎本局長から何かございますか。

○榎本財務局長
　皆様、本日は大変お忙しい中、審議会に御出席いただきまして、また、様々な御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。
　本日御審議いただきましたこの事項につきましては、皆様方の答申をもとに早速処理を進めてまいりたいと存じます。
　　皆様方には今後もいろいろ御意見、御質問などございましたら、審議会など、こういった公式な場に限らず、いつでも承りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。
　本日はどうもありがとうございました。

〔５．閉　　会〕

○氏家会長

それでは、これをもちまして第１０２回国有財産東北地方審議会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。